

東京都立図書館協議会 第22期第4回定例会議事録

平成17年8月26日(金)

都立中央図書館第2・第3研修室

午後3時～5時

出席者名簿

委員

(欠席者)

糸賀雅児委員	尾城孝一委員	小林肇委員
岸田和明委員	小林麻実委員	島田京子委員
坂本光一委員	佐藤芳孝委員	
竹内利明委員	長谷川豊祐委員	
日高芳一委員	宮田穰委員	

都立図書館幹部職員

館長 管理部長 サービス部長 総務課長 企画経営課長
資料管理課長 情報サービス課長 局務担当部長(日比谷図書館長事務取扱)
参事(多摩図書館長事務取扱)

教育庁

参事(特命担当) 社会教育課長 社会教育課施設係長 社会教育課施設係主任
事務局 企画経営係長 企画経営担当係長

配布資料

東京都立図書館協議会 第22期第4回定例会次第

第22期東京都立図書館協議会委員名簿

東京都立図書館幹部職員等名簿

座席表

第4回定例会の検討項目

検討項目補足資料

1 サービスを評価する指標

図書館サービス指標

東京都立図書館サービス指標(案)

2 国立国会図書館との連携及び広域的な図書館連携

<参考>

- 1 検討のポイント - 調査研究機能を強化するために都立図書館は何をすべきか
- 2 都立図書館協議会第22期定例会のこれまでの主な意見（項目別）
- 3 調査研究図書館におけるサービスについて

東京都立図書館協議会 第22期第4回定例会

平成17年8月26日(金)

午後15時05分開会

【議長】 ただいまから第22期第4回の都立図書館協議会を開会いたします。

本日は大変お暑いところ、またお忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。本日は、審議事項のほか、教育庁の報告事項もございますけれども、5時ごろには協議会を終了することを予定いたしております。どうぞよろしくご協力のほどお願い申し上げます。

議事に入ります前に、館長もかわられましたので、一言ごあいさつをいただこうと思います。よろしく申し上げます。はい、どうぞ。

【管理部長】 管理部長の川田でございます。去る7月16日付で、都立図書館幹部職員の異動がございましたので、ご紹介をさせていただきます。

本日の配布資料の中に、東京都立図書館幹部職員等名簿が入っておりますので、そちらもご参照いただければと存じます。それでは、まず東京都教育庁次長で、都立中央図書館長事務取扱の比留間英人でございます。

【館長】 どうぞよろしくお願いいたします。

【管理部長】 次に、サービス部長の菊地和則でございます。

【サービス部長】 菊地でございます。よろしくお願いいたします。

【管理部長】 次に、サービス部資料管理課長の矢崎善朗でございます。

【資料管理課長】 よろしく申し上げます。

【管理部長】 次に、教育長参事で多摩図書館長事務取扱の後藤孝教でございます。

【多摩館長】 後藤でございます。よろしくお願いいたします。

【管理部長】 それでは、比留間中央図書館長からごあいさつを申し上げます。

【館長】 ただいま紹介がありましたように、去る7月16日付で、東京都教育庁次長並びに中央図書館長として就任をいたしました。今後、都立図書館の運営に携わることになりました。そういうことで、どうぞよろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、一言ごあいさつを申し上げます。坂本議長はじめ、委員の皆様方には日ごろより都立図書館の運営に関しまして、ご助言を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。今22期の協議会では、調査研究図書館におけるサービスのあり方についてとい

うことをご審議をいただいていると報告を受けております。インターネットを通じた情報収集の普及など、社会環境が変化する中で、私ども都立図書館のサービスのあり方も、時代が必要とする図書館サービスへと変わっていくことが期待されていると考えております。

ご案内のように、東京都を取り巻く状況にも大変厳しいものがございまして、私どもは、都立図書館に寄せられる大きな期待にこたえられるよう、図書館サービスの一層の向上を目指し、可能な限り努力をしまっている所存でございます。これからの時代の社会的課題に対応した図書館サービスの展開に向けて、委員の皆様方のお知恵をおかりいたしますとともに、また忌憚のないご意見を賜りますよう、ぜひお願いを申し上げます。

先ほどちょっと話が出ましたが、東京都教育委員会では、昨年10月に教育庁の内部職員による検討組織、これは第二次図書館あり方検討委員会というふうに呼んでおりますけれども、この検討組織を立ち上げまして、これからの図書館サービスのあり方や、日比谷図書館の今後のあり方などについて検討を進めてまいりました。昨日25日、検討内容を教育委員会に報告をいたしますとともに、プレスと一般に公表いたしましたところでございます。本日はその報告書の内容につきましても、後ほどご説明をさせていただきます。ご意見をいただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。そういうことで、いろいろ課題はございますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【議長】 事務局から何かほかにごございますか。

【企画経営課長】 事務局の入江でございます。説明につきましては、座らせていただいて、失礼いたします。

それでは、まず配布資料の確認をさせていただきたいと思います。お手元の資料をご確認ください。

まず、配布資料一覧でございます。それから、右上に資料1としてございます本日定例会の次第でございます。資料2、協議会の皆様方の委員名簿でございます。資料3、図書館幹部職員等名簿でございます。資料4、本日の座席表でございます。資料5、本日、第4回定例会の検討項目でございます。資料6、検討項目補足資料でございます。補足資料の中身でございますが、1 - 図書館サービス指標、それから1 - がサービス指標(案) A3を折ったものでございます。それから2といたしまして、国立国会図書館との連携及び広域的な図書館連携が1枚でございます。

参考の1といたしまして、検討のポイント、参考の2といたしまして、第22期定例会

のこれまでの主な意見、9ページまでございます。参考の3といたしまして、調査研究図書館におけるサービスについて、1枚ものでございます。それから、そのほかに都立図書館改革の基本的方向、左側2カ所とめて冊子になっております。それからその概要版、3枚一組になっております。資料については以上でございます。

【議長】 はい、ありがとうございました。

【企画経営課長】 続きまして、この会の情報公開についてご説明を申し上げます。

当協議会におきましては、会議は原則として公開としております。会議の内容は議事録を作成し、公開するとともに、都立図書館及び東京都教育委員会ホームページ上に公開をいたします。なお、非公開にする必要があると考えられる場合には、その都度皆様にお諮りして決定していただくこととなっておりますので、よろしく願いをいたします。

本日の傍聴につきましては1名でございます。以上でございます。

【議長】 ありがとうございました。それでは、本日の議題の「調査研究図書館におけるサービスのあり方について」をご審議いただきます。新しく事務局にお座りになっている方がいらっしゃいますので、何回か申し上げましたけれども、改めてもう一回申し上げます。別に、そちらに対して質問が出たときだけ答えるということじゃなくて、何か意見がありましたら、ぜひ積極的にそちらからもお話をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

今回は、事務局で用意された検討のポイントのうち、前回議論が途中になりましたサービスを評価する指標と残された検討のポイント、国立国会図書館との連携及び広域的な図書館連携、この2つ取り上げて審議をいたしまして、その後、全体を通した審議を行うということも予定いたしております。資料も用意しておりますので、第1の項目から説明をお願いいたします。

【企画経営課長】 それでは、資料のご説明をさせていただきます。まず1点目でございます。資料の6としてございます検討項目補足資料の次の資料でございます。1 - 図書館サービス指標としている資料をご説明させていただきます。

サービス指標につきましては、第3回の定例会で一度ご意見をいただきました。このいただいたご意見を反映させまして、サービス指標の案として、改めてまとめたものをご用意させていただいております。検討の経過でございますけれども、図書館サービスの改善に資するために、サービス指標を選定し、数値目標の設定をいたしまして、自己評価を開始することを目指してまとめたものでございます。指標の目的といたしましては、指標を

設定して、明確な数値を持って目標を定め、達成状況を客観的に数字で把握することで点検、評価を行いまして、これに基づいて業務改善、あるいは、より効果的なサービスを提供するという、サービス水準の向上を図るということを目的といたしております。

指標の選定の考え方でございますけれども、こちらに6点記載しております。例えば、(2)「都立図書館運営方針」をもとにいたしまして、調査研究支援機能を中心として、サービスを評価するという観点で選定をいたしました。また、(4)にありますような投入量、あるいは事業費といったものをあらわしますインプット指標、それから産出量、活動量といったものをあらわすアウトプット指標、それから満足度といった成果をあらわすアウトカム指標、こういった指標を極力バランスよく選定するということを考えて選定をいたしております。また、(5)にありますように、利用者の視点、これは満足度といったようなところでございます。それから、費用対効果、これは「利用当たり費用」といったようなことも指標に選定をしてございます。また、基本となる数値の把握につきましては、日常的に取得できるということを念頭に置いて選定をいたしております。

3番といたしまして、今後の予定でございますけれども、指標の取得方法など、中身をさらに詰めるとともに、利用者アンケートの実施ですとか、評価方法の検討、それから評価の試行実施を年度内にも開始いたしたいと考えております。

では、1 - サービス指標の中身のご説明をさせていただきます。まず、先ほど申し上げましたように、一番左側に「使命」といたしまして、館の運営方針から、良質な図書館サービスを提供することにより、東京の社会、経済、産業、教育、文化等の発展に寄与するとともに、東京の図書館サービス全体の向上に寄与することとしております。

次に、「目的」として4点掲げてございます。1点目は、様々な課題やニーズを持つ利用者の調査を的確に支援する。2点目といたしまして、都内公立図書館をはじめとする諸機関との協力・連携を進める。3点目といたしまして、従来型の媒体に加えて、電子的な資料・情報・手段を活用する。4点目といたしまして、東京に関する情報のセンター機能を果たすという4点を目的として掲げております。

さらに、それぞれの目的に対して、具体的な目標を設定しまして、その目標をはかる指標を設定いたしております。細かい表で恐縮でございますけれども、順を追って説明させていただきます。

まず、目的の1点目に対します具体的な指標として、さらに「都民生活への貢献」、それから「都政への貢献」というふうに2つに分けております。まず、都民生活への貢献の1

点目、「調査に役立つ資料を的確に収集するとともに検索に有効な形で組織化（整理）し、速やかに提供する」ということを目標といたしております。この目標に対する指標といたしましては5点。まず、収集目標点数に対する収集率。それから、研究書収集率、こちらは指標の取得方法のところに記載してございますけれども、研究書といったものをどの範囲に定義するかといったような点などは、まだこれから詰めなければいけないと考えております。この項目のような斜めの字体になっておりますところは、引き続き検討を要すると考えている項目でございます。それから3つ目の指標といたしまして、資料の提供所要日数、これは納品から利用可能になる日までの日数ということでございます。4点目といたしまして、資料の利用率。それから5点目といたしまして、蔵書の期待度・満足度、これは利用者の方々を対象とするアンケート調査により取得する、いわゆるアウトカム指標ということで選定をいたしております。

2点目の具体的な目標といたしまして、「利用者が自ら調査できるよう、さまざまな手段を整える」ということを立てまして、これに対する指標といたしましては、まずレファレンスツールの提供数、それからWEBOPAC検索可能資料率、これは都立図書館の所蔵する資料のうち、検索可能な資料の割合を示すものでございます。それから同じくWEBOPACの検索可能時間率、これはインターネットで検索可能な総時間に対しまして、突発的な障害等を除いて、実際に検索できる状態にあった時間の率という意味でございます。それから次に、検索回数、これは来館しての館内のパソコンでの利用者、それから外部からのアクセス、仮想来館者と書いてございますけれども、両方合わせたものを想定しております。それから、リテラシー支援講座参加人数、資料の利用しやすさの満足度、これもアンケート調査による満足度調査により取得することを想定しております。

次の具体的な目標といたしまして、3番、「寄せられる多様な質問に対し、適切な情報源を駆使して迅速かつ的確に資料・情報を提供する」ということで、これは主にレファレンスの関係でございます。12番以下、件数、それから回答所要時間、あるいは回答率、これは正答率でございます。それから、満足度、さらには専門主題のサービスの実施率、これにつきましては、例えば医療情報サービスですとか、ビジネス支援サービス、こういった事業を指定いたしまして、その事業の中で項目を設定して、その項目がどの程度実施できているかというような内容を考えております。

それから具体的目標の4点目といたしましては、「利用者のニーズにあった、満足度の高いサービスを行う」ということで、これは利用者満足度でございますが、ほかのそれぞれ

の項目に振り分けて、含めて設定をしております。

それから5点目の目標といたしまして、「効率的にサービスを行う」。これにつきましては、利用当たりの費用、利用者1人当たりの費用ということで、直接来館してご利用いただく方と、それからホームページ上のご利用も含めての利用者を考えております。

それから、「都政への貢献」というところでは、「東京都の政策立案に役立つ資料情報を提供し、政策立案を支援する」ということで、これは都庁内の各部局に対するサービスでございますけれども、その利用数、レファレンス、あるいは複写、資料貸し出しごとに算出をするというものでございます。それからその満足度。

次に、目的の2番に対しまして、具体的な目標といたしまして3点。まず1つ目につきましては、「都内公立図書館に対し、役割分担を踏まえた多様な協力支援事業を実施する」ということで、区市町村立図書館に対する協力支援事業の利用数、あるいはその事業の満足度を考えております。2つ目の具体的な目標といたしまして、「学校への協力・支援サービスを行う」ということで、支援サービスの実施数、それから3点目といたしまして、「都庁各部局との連携を進める」ということで、その事業の実施件数、こういったものを選定しております。

次に、3点目の目的に対しまして、まず1つ目の具体的な目標といたしましては、「東京都が発信しているウェブ情報を収集提供する」ということで、都の各局が都のホームページ上に掲載しております資料を収集した数というものを選定しております。

2点目の具体的な目標といたしましては、「都立図書館が作成するデータベースや各種情報をホームページ上で提供する」ということで、これの指標につきましては、レファレンスツールといったコンテンツの作成数、あるいはその更新頻度、それからそのコンテンツに対するアクセス数といったものを選定いたしております。

3点目の具体的な目標につきましては、「来館利用者への電子情報提供を進める」ということで、具体的な指標といたしましては、インターネットの利用可能なパソコン数、それから商用オンラインデータベースの提供数といったものを選定いたしております。

次に、目的の4点目に対します具体的な目標といたしましては3点。まず、「東京に関する情報を網羅的に収集、提供する」ということで、都の発行する行政資料等の地域資料の収集率。それから2つ目の目標といたしまして、「東京に関する調査研究を支援する」ということで、東京関係のレファレンス支援ツールの作成数。それから3点目の具体的な目標、「東京に関する地域資料を有する図書館のセンター的役割を果たす」という目標に対しま

しては、連携協力事業の実施数、こういう指標を選定をしてまとめたところでございます。

以上、調査研究を支援するという観点を踏まえまして、取りまとめた案でございますが、さまざまな観点からご意見をいただければと思いますので、よろしく願いたします。

【議長】 ありがとうございます。非常に多岐にわたって細かくご説明いただきました。これについてご質問でもご意見でも結構でございますけれども、何かございましたらどうぞ願いたします。

【副議長】 大変多岐にわたる指標なんで、全体としてどれぐらいの労力をかけてデータを集めて、最終的には図書館サービスの改善に結びつける、あるいはこの表でいう目的の達成に結びつけなければいけないんですけれども、そこに至る全体の流れというか、プロセスみたいなものがよくわからないんです。つまり、これは評価のための評価というか、それに終わってしまうんじゃないかという心配も一方であるわけですね。最終的に、この目的の達成や、図書館の業務改善、サービスの向上にどういうふうに結びつけようしているのか、全体の流れのようなものを教えていただけると助かるんですが。

【企画経営課長】 基本的には、先ほど最初にご説明を申し上げたように、指標につきましては、日常的に取得できるということも条件に考えてきておりますが、これを一通りまとめたところでございますけれども、今後、実際に取得して、どのように評価していくかということにつきましては、もう少し詰めながら、また幾つか準備のできたものから試行しまして、実際の有効性というものも含めて、さらに詰めていきたいと考えております。

【副議長】 それはそれでいいんですが、そうやってみたときに、例えばこの数値が低い、じゃあ、どこを直せばいいのかとか、どこを改善すればこの目的が達成できるのかという、サービス上とか業務上の課題を見つけて、それを改善しなければ意味がないわけですね。ここは、この数値が低い、それで終わったんじゃないわけだし、うっかりするとこのデータを集めて、それぞれ指標の値を出したところで、もうそれだけで職員の方は手いっぱいということになっちゃって、肝心のサービス向上に結びつかないと意味がない。サービスを改善するためには、どこを直せばいいのか、場合によっては、もっと予算をつけなくちゃいけないとか、この部分は資料を増やさなくちゃいけないということが出てくるわけですね。そうなったときに、ちゃんと予算的な裏づけが得られて、確かに資料を増やしたり、あるいは人員を増やしたり、サービス時間を延長したりとかというような、あくまで今、例ですが、もちろんそれだけがサービス改善の手だてじゃないから、ほかにも当然考えられるわけですが、そこにちゃんと結びつくんだろうかということなん

です。

これはいわゆる自己点検評価の一環としてなされることだと思います。私、たしか前回の最後にも確認したと思うんですが、事務事業評価とこれは別なんだというふうなことを言われたわけですね。これは事務事業評価とは別に、自己点検評価なんだと。そうすると、自己点検をやった結果、どこに不備があるかがわかったときに、その改良の手だても整っていないことには、評価のための評価で終わってしまうと思うんです。それがどうやって改善に結びつくのかという道筋が、別に細かい項目じゃなくてもいいですから、全体の流れとして、それをどういうふうに持っていかうとしているのかがいま一つ見えないと、指標をたくさん挙げられるのは、それはそれで結構ですけども、たくさん集めて、たくさん指標を出して、それで終わりということになりかねないんじゃないかという危惧があります。

【管理部長】 このサービス指標の案は、基本的に調査研究図書館としてサービスを展開する際に、それがその目標に沿って事業が展開されているかということをもとにチェックするものということなんです。その次に、向上しているかどうか、そうでない場合は、じゃあ、どういうところに問題があるか、どう改善するかというふうに結びつけていく、そういうねらいのものでございます。もちろん調査のために調査をするというものではないつもりでございます。

今、副議長がおっしゃった行政評価とどういう関係があるのかというふうな趣旨のご質問がございました。副議長がおっしゃっているのは、おそらく平成13年度に東京都として実施した事務事業評価のことだと思います。それについては、レファレンス件数や、書庫内資料の利用冊数とか、協力貸し出しの冊数とか、幾つかの指標を使って点検はしているんですけども、项目的には数項目でございまして、今回はかなり幅広く調査研究図書館のサービスを展開するためにいろいろな項目を視野に入れて、一応案をつくってみたいというものでございます。

【委員】 そうしますと、この各指標について、今現状分析はできているんですか。現状分析はこれからですか。

【企画経営課長】 これからしようというところでございます。

【委員】 そうすると、これはそれぞれの項目について、担当の部署というのが決まっていると思いますけれども、現状分析がまだということであれば、例えばそれぞれの項目について、専門の方はこのぐらいの数値にあるだろうなというところは、きっともうおわ

かりなんですよ。

【企画経営課長】 そうですね、はい。

【委員】 私もこれを伺ったときに、これだけの項目を常に管理していくというのは大変で、一番大切なことは、結果を知るといよりも、それをベースにどうやって改善をしていくか。そうすると、これだけの項目をいろいろな部署が担当していて、限られた経営資源をどう再配分してサービスの向上を図るかという、この全体を見ていくことが一番重要だと思います。そのあたりがうまく機能するのかと。自分の部署はこうすればサービスはもっと向上するというのは、それぞれの部署でお持ちだと思いますが、それが当然、ぶつかっていくことになるわけです。限られた経営資源の中での再配分ということと、限られた資源をもっと増やす手だて 増やす手だてというのは予算を増やすということですから、それにはそれに見合うだけの都民が満足するというか、そういう要望があるというか、そういうことにつながらないと増えていかないと思いますが、そのところは分けて 全体のパイを増やすためにこういうことをやる、今の限られた予算の中で再配分をしながら効率を上げていくというような視点はお持ちですか。

【管理部長】 現在、業務上の統計というのは日常とっているわけですがけれども、その統計をとった後、その意味するところをきちんと分析するという形までにはなっていないわけです。時折そういうこともやっておりますけれども。ですから、こういう指標という形できちんと把握して、そしてそれを改善に生かしていく。それから、細かいところでございますけれども、目標を設定する。その目標に対してどういう実績になったかということを見ていくということが1つ重要なポイントでございますので、そういうところを考えながら業務改善につなげたいと思っております。

【委員】 そのとおりだと思いますけれども、だから私がお話ししたかったのは、改善していくという形でサービスのレベルを上げていくのは当然ですが、限られた資源の中でやるとなれば、それぞれぶつかりますので、どこは増やすけれどもどこは落とすということを考えていかなければできないわけです。もちろん、それは一つやっていただかなきゃいけないと思います。

もう一つ大事なことは、予算を増やすというのは言葉としてはすごく抵抗があるというか、難しいところもあると思いますけれども、それは都民に対して、もっとよりいい、求めているサービスが提供される、今までと違って新しいサービスが提供されるということであればそういう可能性は出てくると思います。組織として自分のところ全体の、企業で

例えば売り上げを増やすため、図書館ですと予算ということになると思いますけれども、そのための戦略を持って、こういうものに取り組みられていますかというところを伺いたかったということです。

【管理部長】 今、明確にそういう戦略的なものがあるというわけではないのですが、こういう指標を用いて、例えば先生のおっしゃる資源の再配分をどうするのかというふうなことを考える目安ということで、これが使えるのではないかと考えています。

【議長】 よろしゅうございますか。

【委員】 はい、結構でございます。

【議長】 時間の関係もでございますので……。

【副議長】 もう一つ。ほかの委員の方がご発言なさらないし、多分、いきなりこれだけの指標を見せられてコメントしろと言われても戸惑うんだろうと思います。

私、2つあるんですけども、1つは、今の管理部長の説明とも重なるんですけども、この指標の設定の中に、幾つか既に、分数になっているものの分母自体が目標数になっているものがありますね。つまり、B分のAという形の指標であらわして、そのBが実は目標数になっているというのが、まず1番もそうですし、6番、レファレンスツールの提供数もそうだし、ずっと見ていくと、ほかにも20番もそうだし、25番、コンテンツ作成数あたりも、全部実はB分のAの形になっているBが目標数なんですね。目標数の設定の仕方、いかようにも指標の数値は100に近づけられるし、逆に言えば遠ざけるといって、遠のくこともできちゃう。そもそも目標、Bに当たる目標数の設定はどうやるんだろうかと。それから逆に、そういう形の指標になっていないとしたら、今度はそれぞれインプット、アウトプットの、どの水準を目指すのかということですね。Bという分母の設定のみならず、今度はほかの形で算出された指標に関して、そもそもどの水準が都立図書館として望ましいと考えるのか、それがないと、数字は出てきたけれども、これが高いと見るのか、低いと見るのかということでまた見解が別れてしまうわけですからね。それが1つ。

それからもう一つは、これはやっぱり通常の行政評価の中で重要なアウトカム指標なんですね。ところが、今回提案されたものを見ると、アウトカム指標は、いずれも利用者を対象とするアンケート調査ということになっているわけです。これは多分満足度調査、4段階でやるのか5段階でやるのかわかりませんが、満足度調査ですね。そのほかに、例えばほんとに都民の調査研究機能を支援したのであれば、実際は都民の調査研究活動そのも

のが活発になるわけです。それを何らかの形であらわすような指標を考えておかなければいけないと思うんです。それ、実際に「何か提案しろ」と言われも、私もすぐには出てきませんけれども、よくあるのは、例えば東京都の中で、何か都民が応募するようなコンテストのようなものがあつたときに、そういったものに参加する人が増えるとか、もっと言えば、多分東京都全体の図書館の利用量なんですよ、それが増えてくれなくちゃ困るんです。それは、東京都立の3つの図書館の利用量が増えるだけじゃなくて、市区町村立の利用も活発になっていく。市区立図書館を通じて、第二線図書館としての都立図書館の蔵書が使えるようになった、その結果、都民全体の調査研究活動が盛んになり、市区立図書館の利用も伸びたというようになっていかなければいけないんじゃないかと思うんです。

そういう意味で、私は、アウトカム指標は確かに満足度調査もいいですけども、それ以外にもちゃんと指標として考えられるんじゃないかと思うんです。それを用意しておかないと、多分、満足度調査をやると、総じて結果は高いんです。ほぼ満足したとか、大いに満足したという人が7割から8割になっちゃう。それで、言ってみれば、満足度調査の結果を見て図書館側は満足しちゃうという、だれのための満足度調査かわからないというような結果も出てくるわけです。それを防ぐ意味でも、もう少し東京都民の調査研究活動全体を視野に入れたような指標の設定というものもお考えいただきたいと思います。

以上2点です。

【議長】 はい、ありがとうございました。何かありますか。はい、どうぞ。

【管理部長】 今の2点目のほうは、そういうご意見をいただいたということで、今後の研究、検討に生かしていきたいと思います。

1点目のほうにつきましては、都立図書館がどの水準に目標を設定するかということについて、参考となる数値がそう簡単にはないわけですので、経年的に追って見ていくというのは1つの工夫かと思います。13年度に行われた行政監査、事務事業監査におきましては、過去3年間の平均プラス5%という数値をとりあえずは目標として設定し、それをどう達成したかというふうな手法もとっておりますので、そういったものも参考にしながら工夫していきたいと思います。

【副議長】 じゃあ、分数であらわされている場合のBの目標の算定方法というか、設定はどうされるんですか。B分のAの形になっているのも幾つかありますよね。

【企画経営課長】 個々に1つずつすべて決まっているわけではないんですが、今、部長が申し上げたような、これまでの実績から、今後この程度伸ばしていくというような視

点も入れて設定をしていきたい。もちろん、最初にご指摘いただいたように、結果を出すために都合のよい数字というふうにはならないように、そこは留意しなければいけないということは考えております。

【議長】 ほかにどなたかございますか。非常に多岐にわたる項目がありまして、これ以外に何かあるんじゃないかということを、この場でさっと考えるというのは大変難しいことですし、館としてもこれらを材料にして、さらに検討することがたくさんあるんだと思いますけれども、この問題はそういったようなことで……。

【副議長】 最後に一言。さっき、私アウトカムはもう少し考え直したほうがいいということを行いました。それから基本的には、都立図書館の利用の総量を増やすことを考えるべきだと思うんです。それに当たる指標というのは、今回提案された中では、多分17番の中にある利用者という指標なんです。直接来館と、それから仮想来館と電話・文書レファレンス利用。都立図書館のサービスの実績を見ると、これに複写サービスというものをどういうふうにするのか、コピー、これの件数が非常に多いわけです。これの件数で考えるのか、枚数で考えるのかという問題があります。

それから、仮想来館ということを含めるのであれば、私は直接来館した方々の滞在時間、この図書館にどれだけいたかなんです。もちろん中には、ゆっくりお休みになっている方だとか、半分居眠りされている方もいるだろうと思いますが、やっぱりこの図書館に来ていろいろと調べて、滞在時間が長いということは、総量から考えれば、私はそれなりに図書館が利用されているということだろうと思います。だから、同じ100人が来て、皆さん1時間で帰ると、同じ100人が来て、その方々がみんな2時間、3時間いるようになったというようなことは、やっぱり使い度がある図書館になったんだということだろうと思います。

そういう意味で、滞在時間といいますか、在館時間といいますか、それからさっき言ったコピーの件数、枚数といったものも、ぜひ利用の中に含めてお考えいただきたい。その利用の総量が、いろいろとこういう細かいことをやった結果、増えていくという、そこに収れんさせるといいますか。これは、企業でいえば、当然売り上げの増加だとか、あるいは収入の増加、利益の増加ということで考えるんですが、図書館の場合はそれに当たるものがないだけに、利用の総量ということで考えていくのも1つのやり方だろうと思います。これは私の意見です。

【議長】 ありがとうございます。同じようなご意見、ほかにございますか。

【委員】 いいですか。若干重複するところもあるんですけども。ここに書かれているデータ、指標は入手可能だということですよ。入手可能なデータであると私は理解しているんです。そのことと、図書館のCSレベルといいますか、顧客満足のレベルをどう設定するかというのは、また別の話だろうと思います。今、先生のほうから利用者の増大が一つ大きな指標になるのではないかということ、私は個人的に大賛成なんですけれども、ですから図書館としてどういうサービスをイメージして、どこに重点を置くのかということとをきちっと設定しておかないと、総花的になりまして、どこを推せばいいのかということが非常にあいまいになってきちゃうんじゃないかというような感じがします。ですから、どういうイメージのCSレベルを設定するのか、あるいはどこにプライオリティーを置くのかということを確認させていただくということが大事じゃないかなと。その上で、その辺を支えるデータとして、個々に書かれているものがあるものであろうと理解しております。

【議長】 はい、ありがとうございました。ほかにご意見ございますか。

もう一つテーマがございますので、第2の項目に入らせていただきたいと思います。国立国会図書館との連携と、それから広域的な図書館連携、これについての問題が1つ残っておりますので、これについて、これも資料がありましたよね。ひとつ説明をお願いいたします。

【企画経営課長】 それでは、2番、国立国会図書館との連携及び広域的な図書館連携ということで、資料を1枚ご用意しておりますのでご説明させていただきます。これにつきましては、都立図書館に求められるサービスのあり方を国立国会図書館との連携、あるいは広域的な図書館連携というものを通して検討したいということでご用意をいたしております。

まず1点目といたしましては、国立国会図書館で、図書館総合目録ネットワークというものを構築しております。これは、全国都道府県立及び政令指定都市立の図書館、現在51館ですけれども、51館が和図書のデータを提供いたしまして、総合目録ネットワークデータベースとして構成しているものでございます。これにつきましては、51館だけでなく、昨年12月から公開されまして、個人からも検索できるという状態になっております。関連して、下に相互貸借というふうになっておりますけれども、他の県立等の図書館との貸し出し、借り受けの16年度の実績をここに記載してございます。都立図書館でももちろんこのデータを業務上の参考にする、あるいは右側の都立図書館の箱の下のほうにアクセス件数と書いてございますけれども、ことしの6月に電算システムの更新をいた

しました際に、館内の利用者用のパソコンからもアクセスできるものを用意いたしまして、その後、6,750件というのは、ことしの7月の実績ですけれども、このネットワークを検索できる状態になりまして、利用が進んでいるところでございます。

こうした状況で、調査研究支援機能を高めるために、このネットワークを活用して、取り寄せサービスの充実を図る必要があるのではないかと考えておりますが、その際に取り寄せサービスをどういう範囲でやるか、対象の資料、あるいは冊数などをどういう範囲でやるか。それから、その搬送に伴って送料等の経費がかかるわけでございますけれども、そうした経費負担についても課題となるのではないかと考えております。

それから大きな2点目といたしまして、同じく国立国会図書館でレファレンス協同データベース事業も今年の4月から本格的に事業化したものでございます。こちらは、全国の公共図書館に限らず、大学あるいは専門図書館等、現在のところ283館ですけれども、レファレンス事例、あるいは調べ方のマニュアル等を提供いたしまして、1つの協同データベースになっているというものでございます。これは、この加盟の館が相互に、お互いの事例を検索して参考にできるというものでございますけれども、これについても、今後活用していく。あるいは、国立国会のほうでは、このシステムにさらに掲示板機能を活用しまして、館種を越えたレファレンス協同システムというものを稼働させるという予定があると聞いておりますので、こういうシステムが稼働して、利用が可能になった際に、このシステムを十分に機能させていくというために、都立図書館としてはどういった点に気をつけて参加していくべきかという点が課題ではないかと考えております。このような国立国会図書館、あるいは広域的な連携という点を通しまして、都立図書館に求められるサービスのあり方、こういったことにつきまして、ご意見をいただければと考えております。

【議長】 はい、ありがとうございました。ご説明は終わりましたけれども。

【委員】 伺いたいですけれども、国会図書館の2つのデータベースは、一般の人がすぐにウェブから見れるものではないわけなんですね。

【企画経営課長】 1番の総合目録のネットワークは、現在、昨年の12月に公開されてからは、一般の方から見られる状態になっております。

【委員】 でも、そうだとしたら、例えば一般の方が直接資料を持っているところに資料を請求してしまえば、都の図書館が間に入る必要は何もないわけですよ。

【企画経営課長】 そういう使い方も可能でございます。

【委員】 そういうふうにはなるものではないと、国会図書館のほうで考えているとい

うことですね。とすると、これは国会図書館にお聞きすべき話なのかもしれないんですけど、つまりなぜそういうインターミディエイト（中間取次）が必要になってくるのかということ自体のほうが、不思議な気がするんです。

例えば、ある本を読みたい人がいる。自分の近くの図書館にはないが、遠くの図書館にあることがそのデータベースでわかる。沖縄の図書館が持っているなら送ってくださいと言って、自分が郵送費を着払いで払うというふうに使われるべき話ではないんですか。

【管理部長】 個人がいきなり遠方の図書館に、直接お願いをするという方法ももちろんあるわけですが、最寄りの図書館が窓口になって、まずはそこが窓口になって、何らかの負担を利用者に求めて、そうしてやりとりをするという方法も、最寄りの図書館の役割として、そういうのがあるのではないかと思います。

【委員】 その2番目のところがちょっとよくわからないんですよ。なぜそんなことをしなければならないのかが。それは多分、インターネットのない時代、それから、宅急便のない時代だったらわかるんですけども。今、それこそ世界中のどこの図書館からでも、本を貸してもらえないのかなと思うほうが普通だと思うんですね。それなのに、わざわざ時代がかった役割というか、昔の中継ぎさんみたいなことを都立図書館がやることを考えるということ自体が、ちょっと不思議な感覚がするんですけども。

【企画経営課長】 よろしいでしょうか。今、例えば他の県から、個人的に借りる申し込みというのは、図書館側が、地元の公立図書館を通してやってくださいというふうに規定しているほうがまだ多いという状況もございますので、直接個人が他県に申し込んで借りられるという状況には、まだ至っていないと。

【委員】 そうですね。だからそれは、今そうですねという状況なのであって、将来的に、私たちはどういうサービスを提供したいのかというお話とは違う気がします。例えば逆に、それこそ歩けないおばあさんのところに本を持って行ってあげるサービスが、都の図書館、地元のローカル図書館としてやるべきなんだという理想があるならわかります。しかしそうではないとしたら、何でそれをやらなくちゃいけないのでしょうか。

【管理部長】 直接やりとりをしていただくということももちろんあると思うんですが、例えば、大学の図書館間におきましては、非常にこの辺が進んでいて、資料の複写を取り寄せてもらうということが多いというふうに聞いておりますけれども、そのようなサービスが非常に進んでいると聞いておりますので、ですから、公共図書館においても、そういう役割があるのではないかとこのように思うわけです。

【副議長】 たまたまここには市区町村の図書館の方がいないから、ちょっと話が混乱するんですけども、今、委員が言われるのは、直接の個人ですか。会社なり個人が、ほかの県の蔵書が、これで検索できるわけですよ。そうしたら、本人が取り寄せるということは、多分事実上できないと思いますね。

【委員】 何ですか。

【副議長】 それぞれの図書館が、やっぱり相手がどういう人かがわからないと、送ったきり戻ってこないとか、あるいは、今おっしゃる、搬送のコストですね。それをちゃんと回収できるかどうかの保証がないために、基本的には、やっぱり地元の図書館を通じて申し込んでくださいということにするのが、今、まだ現状では一般的です。だからおっしゃるように、あらかじめデポジットか何かしておいて、送料は事前に払っておくとか、口座から引き落とされるというふうな仕組みになれば、それは個人でも取り寄せられるようになると思うんです。それができた段階で、おっしゃるとおり、中抜きでいいわけです。いわゆる中継ぎが入らないで、中抜きにしてしまったほうがよっぽど手間暇がかからないで、早く届くということになりますね。ただ、現状ではまだそうっていない。

それからもう一つは、他県の、これはほとんどが県立図書館と指定都市立の図書館ですよ。そういう図書館が、他県の市町村の図書館への貸し出しをどこでもやるかということ、おそらくやらないところも多いと思うんですね。他県の市町村へですよ。他県の県立図書館同士であったら、例えば、全公図の相互貸借指針だとか、幾つかの取り決めでやる場所もあります。すべての図書館がそれをやってくれるというわけでは、残念ながら現状ではないんですね。そのために、どうしても途中段階に県立図書館が入ったりするというようなことがあります。今まさに委員が言われたとおりで、これは国会図書館のほうの方針もあるだろうし、これからの日本の公共図書館の1つの課題で、都立図書館だけの問題ではないように思います。

【委員】 だから、どう考えても現状はこうだけという現状追認のお話ばかりに聞こえます。今やるべき、労力を使うべきことなのかというところが、ちょっともったいないような気がするんですね。さっきの指標だの何だのいっばいやらなくちゃいけないことがあるときに、時間が経ってしまえば、もしかしたら要らなくなってしまうようなサービスに労力をかけるということ自体が、必要があるのかなという感じがします。

【副議長】 それだけに、ここに真ん中に、実績が上がっているんですよ、数字が。これを見ていただくと、貸し出し262点、借り受け11点、これはどう考えても、低いん

じゃないかと思うんです。少な過ぎるんじゃないかと思うんですよ。その辺は、今言われたようなこともあって、なかなか利用が伸びないんじゃないかというふうに思います。

【委員】 これは1年間の実績ですか。

【企画経営課長】 そうでございます。

【委員】 そうであれば、借りるのにかかるコストを受益者が負担するということが基本にあれば、受益者が選べばいい。図書館を經由して借りるか、自分が国会図書館まで行ってそこで読んでくるか、そういうことを選べばいいことで、地域の図書館がすべて無料であるというところに問題があるのかなと思います。ですから、都立図書館が、この数字からいって、私も労力をかけるべきだとは思えませんし、東京であれば、国立国会図書館も、都民にとってはそれほど遠いところではないということを考えると、図書館の人たちは、こういうサービスが必要だと考えるのが普通なのかもしれませんけれども、私は利用者側の立場から見れば、受益者として、自分が負担して送ってもらって、宅急便のコストを選ぶのか、自分が行って調べる時間と交通費を選ぶのかということで、これからはそういう時代ではないかと思います。

例えば、そうなると、地方のほうで資料費が十分なくて、近くに国会図書館もないところはどうするんだという話は出てくると思いますけれども、その場合には、その地域が、自分の地域では、それだけの資料費をかけて図書館に文献を置けないと。そのかわり、そういう取り寄せる費用の一部を、例えば図書館が負担して無料でやるとか、各地域が選べばいいことで、東京というふうに考えると、東京では必要ないサービスだというふうに、私は思います。

【副議長】 ただ、これ、国会図書館のデータベースで、所蔵は全国の……。

【委員】 ああ、どこにあるかわからない？

【副議長】 全国の都道府県の図書館の資料を取り寄せるということを。

【委員】 でも、東京は、都立の図書館と国会図書館を見れば、相当カバーできるはずですから、それで十分であると。東京に限って言えば必要ないと、私は思います。例えば、そうでない地域が考えるときは別ですよ。

【副議長】 でも、例えば東京都民が、北海道の道立図書館が持っている本を使いたいといったときに……。

【委員】 でもその比率って、北海道にしかない比率って低いでしょう。

【副議長】 まあ、それは何とも言えませんね。やっぱり北海道関係の資料だとか、郷

土資料関係で、どうしても道立図書館から取り寄せなくちゃいけないという場合は出てまいりますけれどもね。

それを都立図書館経由でやるかどうかという話ですよ。場合によっては、地元の市立図書館経由で、道立から借りられるかもしれないし、さらに言えば、先ほど委員が言われたように、その図書館を通さずに、直でやりとりしちゃうという可能性も、今後は出てくると思いますけれどもね。まだ現状では、どこかで図書館が介在しなければならないと。

【委員】 例えば、地域の図書館を経由したらほんとうに保証できるのかということ、そこも非常に疑問に感じている。それをすべて無料で税金でしなければいけないサービスだとは、私には思えない。それだけ北海道の研究をするのであれば、やっぱり北海道に行くべきである。

【副議長】 だから、この貸し出し262冊は、このデータベースを通じて、東京都立図書館が全国の、多分これは図書館に貸していると思いますね。図書館からその住民に行っているんだと思いますけれどもね。この262冊は、すべて図書館への貸し出しですよ。

【企画経営課長】 そうです。

【議長】 都立の場合、個人から来たら貸すんですか。今の委員のお話のように、直に貸してほしいよと。地元を通さないで。

【企画経営課長】 他県からの個人的な直接のお申し込み？

【議長】 うん。

【企画経営課長】 に対しては、貸しておりません。

【議長】 貸さない？

【企画経営課長】 はい。

【議長】 地元の図書館を経由すれば貸す？

【企画経営課長】 はい。

【議長】 なるほど。わかりました。済みません、どうぞ。

【委員】 私は、この総合目録ネットワークを積極的に活用していただきたいという意見なんですけれども、この都立図書館に来れば、いろいろな資料が手に入る。ここに足を運べば、全国のいろいろな資料が利用できるというようなサービスを展開していくべきであって、そのためにこの総合目録ネットワークを活用するというのは、大変よいことだと思います。

さらに欲を言えば、大学図書館も調査、研究という点ではいろいろな資料を持っていますから、例えば統計ですと、一橋の統計情報センターですとか、神戸大学の経営情報センターですとか、そういったところと連携して、調査、研究のための資料が、ここに来れば何とか手に入る、そういうようなサービスを展開していただきたいと思います。

【議長】 はい。ありがとうございました。

【委員】 よろしいですか。私も別にそれに反対ではないんですが、そのときにかかる経費は、受益者が負担するべきだと私は思います。

【委員】 これは国会図書館との連携とうたっていますけれども、国会図書館が全国の都道府県立の図書館にこういうサービスを展開したから使うかどうか、使うならば費用負担をどうするかという話にしか見えない。例えば、先ほど委員がおっしゃったような個人の要求を都立図書館がくみ上げて、それを国会図書館のシステムを改善するというふうに持っていくというのであれば連携ですけれども、このレベルだと、やっぱり連携というよりは、単なる活用としか思えない。

レファレンス協同データベースに関しては、こちらのほうは、データを都立図書館が相当持っておられるわけですから、連携は可能だと思います。その場合、やっぱり先ほど委員がおっしゃられたように、普通の人には、このデータベースは図書館向けのサービスではなくて、個人でも見れるとしか思わないわけですから、都立図書館は個人レベルでもこういうものを使ってもらう方向に向けて努力することによって、連携の実をあげることやっていただきたいと思います。

【副議長】 ちょっといいですか。今、委員が言われたことはもっともだと思うんですよ。私も実は、上の1番と同じように、一般の、この場合国民と言ってもいいけど、国民が見られるのかと思ったら、これは見られないんですよ。このデータを提供している図書館の職員しか見られないという仕組みなんですよ、これ。

【企画経営課長】 レファレンス協同データベースはそうでございます。

【副議長】 これはなぜなのでしょうね。一般にこれを公開しないという理由が、私にはよくわからない。これを都立図書館の方に聞いてもしょうがないんですけども。

【管理部長】 段階的に、だんだん一般利用者も使えるようにしていくというふうに、国会図書館のほうは考えていると聞いております。

【副議長】 1番の場合は、最終的に物流を伴うだけけれども、2番の場合、物流を伴わないわけだから、これはよっぽど楽なんですよ。一方的に情報を流して、それで終わ

りなわけだから。それだけに、これは広く公開するべきものだと思います。ぜひそういう方向での働きかけを、都立図書館としてもやっていただいたほうがいいと思います。

【議長】 ありがとうございます。この問題については、この程度でよろしゅうございましょうか。

【副議長】 最後にもう1つ。この話を聞いていて、やっぱり委員がいられるんで、N I Iのほうも、うまく公共図書館側としては活用していくことを考えるべきだと。

【委員】 そうですね。

【副議長】 何も国会図書館だけではなくて。

【委員】 N I Iだけにとどまらず、大学図書館群というのを、特に調査、研究という観点からすれば、ぜひ活用をする方策を考えたほうがいいのかなと。大学図書館も、今、地域貢献ですとか、地域連携とかを盛んにやっていますので、大学図書館の側からしても、積極的に活用していただきたい。特に国会図書館とかに限定する必要は全くないのではないかと。

【議長】 よろしゅうございますか。それでは、これで一通り検討のポイントという、この参考1というのに書いてある第1回の定例会の資料で、こういう視点から検討をしたらどうかという、一通り終わった感じなんですけれども。あとは、特に1から9までにとられずに、全体としてご意見がございましたら、承りたいと思っております。

事務局で論点整理を用意してくれたんですけれども、これの説明は、今やっていただけますか。

【企画経営課長】 それでは、参考として、資料を3点ご用意いたしておりますので、ご説明をさせていただきます。

まず、参考1につきましては、第1回からお示しさせていただいております検討のポイント9項目を、念のためご用意したものでございます。

それから、この検討のポイントに沿いまして、これまでご議論いただきました主なご意見を、項目別にまとめたものが参考2の資料でございます。順番は、参考1と若干異なっておりますが、実際にご議論いただいた順に取りまとめてございます。それぞれの項目の中を、さらに意見の内容ごとに区分けをしてまとめてございます。

それから、参考3といたしまして、調査研究図書館におけるサービスについてということで、1枚ご用意をいたしております。これにつきましては、既に若干ご議論をいただいた部分もございますけれども、今回、全体の議論の中で、改めてこの点について、もう少し

しご意見をいただければということでご用意をいたしております。

内容につきましては、まず1点目。利用登録制の導入についてということで、今後、個々人のニーズにこたえてさまざまなサービスを実施していくということを考えておりますが、その際に、利用登録制をとるということになると、そこにどのようなサービスを付加するか。あるいは、登録者と未登録者との間にサービス内容の水準の相違が生じるということについて、どのように考えていくか。それから、同時に、個人情報保護ということが問題になってまいります、その仕組みをどのようにつくっていくかというような点が1点目でございます。

それから、2点目。これは第2回の定例会で、一度お示しをした資料の中で、今後の新しいサービス内容ということで、事務局の試案という形でお示しをいたしましたけれども、そこから再度、こちらにご用意をいたした内容が2点ございます。まず、1点目につきましては、都立図書館のホームページを介しての各種の情報提供ということで、現在、ホームページ上に各種のコンテンツを用意しておりますけれども、これらを活用して、さらにどのようなサービスを提供していくべきかという点でございます。これはちょっと今、用意をしておりますが、実際にホームページを直接幾つかごらんをいただこうというふうに考えております。

それから、もう1点は、商用データベースを用いた情報提供サービスということで、こちらにつきましては、さまざまな課題解決のための情報ニーズにこたえるためには、民間機関が有料で提供する、いわゆる商用のデータベースを活用していく必要があると考えておりますが、その際に、検索の結果、どこにありますというところにとどまらずに、それをどのように提供していく手段をととのえていくかというようなことを、課題として考えております。その下に書いておりますのは、第2回に資料をご用意いたしましたその他の項目、3から12は、念のためにこちらに載せております。

【議長】 ありがとうございます。今、事務局から説明がございましたけれども、これらのことに関連して、もう少しご意見をいただければということをおっしゃいますけれども。どなたからでも。

見えますか。ちょっと角度によっては見えにくいかもしれませんが。特にコーヒブレイクはいたしませんので、適宜コーヒーをお飲みになりながら。暗くなったので、大分見やすくなりました。

【企画経営課長】 それでは、よろしいでしょうか。ざっと簡単に画面をご説明させて

いただきたいと思います。これが都立図書館3館のトップページになっております。上のほうに、3館それぞれのページがさらに用意をされておまして、左側には蔵書の検索、左上のほうには、各種の蔵書の検索が用意をされております。それから、その横、真ん中あたりには、レファレンスに関して幾つか用意をいたしております。さらには、Eメールによるレファレンス、あるいはEメールによる郵送複写といったようなところも、こちらから入っていただくようになっております。右側にはトピックスといたしまして、最近の話題等をこちらに載せてございます。

1つ、左側の「しらべま専科」というのがございますけれども、ちょっとそちらの中をのぞいていただきたいと思います。先ほどもちょっと出ましたけれども、レファレンスの事例データベースということで、今、キーワードとして、衆議院というのを1つ入れたところでございます。そうしますと、過去にこういう質問内容があって、それにどう答えたかというところが、これが答えまでを含めての内容になっております。

こうしたものですとか、あるいは、戻りまして、例えば真ん中あたりのニュースレファレンス。これはおおむね月に1回程度更新をしておりますが、最近の話題についてまとめたものを載せております。これは「憲法改正論議の、いま」ということで、関連する資料、それから下のほうに行きますと、インターネット上で、他のホームページでこういうところが紹介されているというようなものも、あわせて紹介しているというような形になっております。

簡単ですけれども、ご紹介をさせていただきました。

【議長】 ありがとうございます。全体についての補足意見は、特に何かございますか。なければ、あまり時間がなくなってしまったんですけれども。

今日の次第によりますと、作業部会の設置と、それから、第二次図書館あり方検討委員会報告、この2つが残っております、かなり時間が押せ押せになってまいりましたけれども、それでは、特にございませんでしたら、事務局のほうから、作業部会の設置についてのご説明をお願いします。

【企画経営課長】 それでは、これまでのご議論を踏まえまして、答申の原案を練っていただくという作業をこれからお願いしていくために、作業部会の設置をお願いしたいと考えております。事務局といたしましては、作業部会の構成メンバーにつきましては、副議長の糸賀委員、岸田委員、小林麻実委員、長谷川委員の4名の委員の方々をお願いしたいというふうに考えております。また、あわせて部会長につきましては、糸賀委員

をお願いをいたしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

【議長】 最終的な答申の案文をつくるという、大変ご苦勞の多い作業でございますけれども、糸賀先生、よろしゅうございますか。大変ご苦勞さまでございます。ひとつよろしくお願い申し上げます。

それでは、最後の、あり方検討委員会の報告を。どなたから？ じゃ、よろしく願いいたします。

【社会教育課長】 社会教育課長の船倉です。私から、お手元に配布させていただきました、第二次都立図書館あり方検討委員会の報告「都立図書館改革の基本的方向」についてご説明をさせていただきます。すみません、座らせて説明させていただきます。

第1回のこの協議会の場でもお知らせをいたしました。先ほど館長のあいさつにもありましたように、都立図書館の今後のあり方については、平成14年1月の第一次都立図書館あり方検討委員会報告以降、それぞれに対応しながら教育庁の内部で検討を進めてまいりまして、昨年の10月に第二次都立図書館あり方検討委員会を設けて、およそ11カ月ぐらい検討してまいりました。このたび、図書館改革の基本的方向として報告書をまとめましたので、ご報告をしたいと思っております。

時間の関係もありますので、説明は概要版でさせていただきたいと思っております。報告書は全体で2部構成となっております。第1部では、都立図書館の今後のあり方についての考え方、そして第2部では、具体的な取り組みの内容をまとめております。

まず第1部ですが、1の都立図書館と国立国会図書館、区市町村立図書館との役割分担では、平成14年1月の第一次報告で整理しましたそれぞれの役割分担について述べております。国会図書館は、国会の立法調査への支援が基本にあります。区市町村立図書館は、図書の貸し出しなど、住民へのきめ細かな直接サービスが中心となります。これに対して都立図書館は、ここでは「広域的・総合的な図書館サービス」と記しておりますが、レファレンスなどの情報サービスと、区市町村立図書館への協力、支援をその役割と考えております。

この役割分担を踏まえまして、2では、第一次報告後の主な業務改善の取り組みと、残された課題をまとめております。残された課題としては、(1)のサービス面では、情報通信技術の活用等がまだまだ不十分である。そして、(2)の、都全域の図書館サービスの向上という観点からいきますと、都立図書館と、区市町村立図書館との役割分担を踏まえた一層の連携・協力が必要である。それから、(3)の運営面におきましては、日比谷図書

館のあり方について、抜本的に見直すとしたが、未着手であることを述べております。

それから、3になります。今後の都立図書館のあり方を考える上で考慮すべき社会経済状況について、第1に、この3年間で、ネット人口が50%増となったことなど、インターネットの急速な普及について述べております。インターネットにより、情報入手が容易にはなったのですが、ネット上の情報というのは未整備なものも多い。図書館は情報の収集と整理のノウハウを生かして、その案内役を果たしていくべきであるとしてございます。第2に、専門的知識や資格を得るための学習意欲や起業に関する情報など、個人、法人、NPO、企業、行政等も含めた、広い意味での都民が直面するさまざまな課題の解決に必要な情報へのニーズが高まっていることから、図書館はこうした具体的な課題解決につながる情報を提供していくべきであるとの考えを述べております。第3に、昭和48年に、この中央図書館が開館したときと比べると、区市町村立の図書館が大変増えております。区市町村立図書館が蔵書を増やし、貸し出しを充実させている中で、区市町村立図書館に対する都立図書館の支援の今後のあり方が問われているとしております。

そして4では、こうした状況を踏まえて、都立図書館が果たすべきこれからの役割を4つ掲げております。第1に、都民の課題解決のための情報サービスとして、広範かつ豊富な所蔵資料をもとに、都民に対して的確な情報提供をすること。図書館の基本でもあります。2ページに移りますが、第2に、東京に関する情報センターとして、東京に関する情報の最終的なよりどころとして、情報を収集、蓄積、提供する役割を担っていくこと。第3に、区市町村立図書館の支援及び連携・協力として、区市町村立図書館との役割分担の明確化を図り、これまでの支援を引き続き行うと同時に、専門書を中心とした協力貸し出し等を行う。それから、第4になります。都立図書館も、都の行政機関の1つとして、各局の行政施策と連携し、都政に貢献していこうということでございます。

5では、これまで述べた4つのこれからの役割を果たすために、図書館改革を進めていかななくてはならないということなのですが、その際の基本的な考え方を4つに整理しております。

第1が、「待ち」の姿勢から、積極的発信へということでございます。都立図書館が行っているレファレンスサービスは、多くの人に役立つものでありますが、こうしたサービスがあるということが、あまり知られていない。利用者が固定化しているというような現状もございます。情報を求められれば提供するという、これまでの待ちの姿勢だけでは、図書館サービスが都民に広く広がっていかないということもあります。これからは、図書館

から積極的に情報発信をしようということでございます。それから、第2に、民間サービスの活用ということで、これは図書館サービスにおいてでございますが、データベースやインターネットの検索サイトなど、民間の特にすぐれた分野でのサービスを積極的に取り入れていこうということでございます。第3に、印刷資料と電子資料の複合的な利用ですが、インターネットの時代にありましても、印刷資料というのが知識のストックとして信頼度もありますし、不可欠であることは変わりありません。図書館としては、印刷資料と速報性に富み、検索が容易な電子資料とのそれぞれのよいところを組み合わせ活用していこうということでございます。それから、第4なのですが、図書館もサービス施設であるという原点を確認して、顧客満足度の向上に努めることを挙げております。

次に、第2部に移ります。第2部として、改革の具体的な取り組みを掲げてございます。1の情報サービスの積極的発信では、タイムリーな企画展の実施、都政の重要課題に則した重点的情報のサービスなどに取り組んでまいります。

2の都の行政施策の連携では、東京都の公式ホームページ上の各局情報を都立図書館が蓄積し、保存し、公開すること。また、教育関係では、子ども読書活動推進への取り組み、さらには学校への教育活動支援として、総合的な学習の時間に、司書を学校に派遣して、情報の収集の仕方を教えたり、あるいは教員向けにメールで教育関係情報を流したりというようなことを考えております。

3の図書館サービスの向上では、民間データベースの導入や、ワンストップサービスの充実。これはレファレンスサービスを1カ所で、あるいは1回で対応できるようにするものです。また、来館しない利用者に対するサービスの充実などにも取り組んでまいります。概要には記載しておりませんが、あと書店機能の付加の検討や、サービス評価の実施についても取り組んでまいります。

4の、他の図書館との連携では、区市町村立図書館との間での図書の収集・保存についての分担のあり方を協議することなどや、さらには首都大学東京が今度できましたが、首都大学東京の図書室等との蔵書の横断検索ができるようにすることや、江戸東京博物館等文化施設の図書資料室との連携の検討なども考えております。

これまで述べた1から4の具体的な取り組みを推進していくためには、次の5、6の取り組みが必要となってきます。5の組織と業務運営の見直しですが、日比谷図書館の地元区への移管を検討すべきこと。これはまた次のページでご説明いたします。また、業務委託の一層の推進、利用者による費用負担の検討等を述べております。

6の人材育成では、基幹的な戦力である司書に必要な能力として、図書の選定や整理に関する専門的知識だけでなく、今後は広く行政課題についての理解を深め、企画力等が重要になってくること。こうした能力を育成するための能力開発計画を策定すべきであるということを述べております。

以上が報告書の全体の概要でございます。この中で、組織と業務運営の見直しのところで言及した日比谷図書館の地元区の移管については、抜き出して3ページに、3枚目の資料でご説明をしたいと思っております。まず、1の現状ですが、広域的自治体の図書館としての役割は、先ほども述べましたように、広範囲な資料を収集・保存し、それに基づきレファレンスなど、情報サービスを提供すること。それからもう一つ、区市町村立図書館への支援でございます。この役割を、現在、中央図書館と多摩図書館で担っております。

これに対しまして、日比谷図書館は、どちらかという、図書の個人貸し出しを中心に業務運営を行っております、いわば区市町村立図書館とサービス内容が重なっております。先ほども申し上げましたが、中央図書館が開館した昭和48年当時は、まだ区市町村立図書館が整備の途上ということもありました。都民に図書の貸し出しサービスを提供するために、日比谷図書館を都立として残すこととしましたが、区市町村立図書館が390近くという飛躍的に充実した現在では、都と区市町村の役割分担の観点から、東京都が日比谷図書館の運営を今後も継続する必要性は薄いと考えております。

そこで、今度は、2の今後の方向でございます。その前に、下の参考の欄なんですが、平成13年に文部科学省で、都道府県立図書館と市町村立図書館の役割分担の考え方について告示を出しております。これを踏まえまして、東京都では、第一次あり方検討委員会の報告におきまして、日比谷図書館のあり方を抜本的に見直していくとしました。さらに、これは都の組織内の動きなんですが、今年の2月、行政監査において、「日比谷図書館は、広域的自治体の図書館としての機能が十分に果たされていない」「今後のあり方を抜本的に検討されたい」という指摘がされたところでございます。

こうした経緯を踏まえまして、日比谷図書館の今後の方向といたしましては、現在、延べですが、約70万人弱の都民が利用していることから、この利用者サービスの継続を可能とするために、地元区へ移管することを検討すべきであるとしております。一方、都立図書館は、中央と多摩の2館体制で集約して、運営を効率化して、先ほど述べた都立図書館のこれからの役割を果たすよう、一層の充実を図るべきとしております。報告書の全体の概要と、その中の日比谷図書館の考え方については以上でございます。

それから、現在、協議会に諮問しております事項に、調査研究図書館におけるサービスのあり方がございます。この事項との関係なのですが、今回の検討会報告は、いわばこれからの都立図書館サービスのあり方の総論部分に当たるかなと思います。したがって、今後この報告書に基づき、教育委員会としては、実施計画の策定により具体化を図ってまいります。本協議会で議論されてきた事項と、十分すり合わせをしていきたいと考えております。

また、今回の報告書につきましては、東京都教育委員会のホームページにも、現在掲載をしております。いわゆるパブリックコメント、都民の皆さんからの意見の募集も始めているところです。今後、区市町村への周知、さらに議会へ報告するなど、広く意見をいただき、実施計画を策定していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

【議長】 ありがとうございます。第二次都立図書館あり方検討委員会の報告については、これから広く都民の意見を聞くという段取りを考えているそうですけれども、たまたま担当の課長も来ておりますので、ご意見がございましたら、ぜひ直にこの場でお話しいただければと思います。何かございますでしょうか。はい、どうぞ。

【委員】 ちょっと2点ありまして、この報告書の中で、予算とかコスト面の基本的な考え方は扱いとして盛り込まれるのかどうかというところについて、これだけサービスが多様化していくような内容になっていますし、受益者負担の話も出ていましたので、そのあたりはどうなのかというのが1点です。

もう1つは、いろいろウェブを通じての情報公開を充実させていくということは非常に望ましい方向だと思うんですが、そうなっていくと、都民に限らず、いろいろな情報サービスが行われていくことになってきますけれども、そういったことに対する基本的な考え方は何か明記されていくということはあるのかなのか。その2点が気になったので、コメントをいただければと思います。

【社会教育課長】 最初の点は、予算、コスト、費用負担のことですね。

【委員】 はい。

【社会教育課長】 この報告書を受けまして、これから具体的に、言ってみれば行政計画と申しますか、実施計画を策定してまいります。その中で、例えば、受益者負担のあり方、考え方、それから、実施に当たってのどれだけの経費がかかるかといったことは、策定の過程でこれから進めてまいります。この時点では、報告書では特に、そこまでは盛り込んでおりません。

それから、2点目は都民以外のサービスということなのですが、ホームページの充実等々、非来館の方のサービスも考えますと、特に都民以外に対して差をつけるようなことは、今、特に考えていません。等しく都立図書館のサービスを求める方には、都内、都外問わず提供していこうと考えております。

【委員】 予算的なことは、その後どうするかをご検討されるということなのですが、ということになりますと、今ここで書かれている中で、どこまで具体的にやるかということとを議論する中で、当然見送られていく部分があったりとか、現実的には不可能だということも出てくる可能性は当然あるということですよ。

【社会教育課長】 私どもとしては、やはり100%満足のいくような事業計画を立てたいと思うんですが、財政当局との今後の協議、調整も必要かと思っておりますので、それは関係各方面とも相談して、一番望ましい計画化を図っていきたいなどは考えておりますが。

【委員】 はい。ありがとうございました。

【館長】 ちょっとよろしいですか。今の実施計画の関係で、少し補足してご説明しますと、このあり方検討委員会の報告書は、基本的な考え方、方向性を示したものでございまして、具体的にこれをどういうふう to 実現するか。しかも、いつまでに実現するのか。その場合に要するコストはどの程度かかるかという実施計画をつくっていこうというふう to 考えているわけですが、実施計画ですから、当然実施年度を明示していく必要があるというふう to 考えています。そうなりますと、そんなに長期の計画にはならない。多分、3年程度、あるいは5年程度という計画になるだろうと思っております。この中には、かなりいろいろな内容が含まれていますので、少し時間をかけながら実現をしていくものと、向こう3年なりに、具体的に実現するものと、要するに、中期的な課題と短期的に解決すべき課題を振り分けながら、物事を整理していく必要があるだろうなというふう to 考えております。したがって、今社教課長がご説明しましたように、検討としては全項目にわたって検討していきたいというふう to 考えておりますけれども、少し時間をかける項目というのは当然出てくるんじゃないかなというふう to 考えています。

【議長】 ありがとうございます。よろしゅうございますか。どうぞ。

【委員】 質問というか、こういうふうな方向もあるのではないかなということでお聞きしたい。ざっと見ると、なるべくコストをかけないで高度化していこうというふうな当たり前の話が見えてきまして、なおかつスクラップするところはスクラップして、その分はどこかに回すわけですから、多分何かを重点的にやろうとしているということとはよく

見えるわけです。

その低コストで高度化という場面においては、インターネットを使ったサービスがこの中には盛り込まれているわけです。一つの具体的な事例として18ページに挙がっているのが、館内で閲覧した一般図書や都政の刊行物を購入したいという要望があるので、それに対してこたえていこうということです。方向的に、こたえることは間違いではない、都政の刊行物を購入する、それを売店として売るのは間違いではないと思うんですけども、一般図書に対して都立図書館が対応していくというのは、やっぱり単にコストが増すだけで、この基本方向の中でも役割分担という話が出ているわけですから、インターネットで個人でできるところは個人でやるべきだと思います。ですから、個人でインターネットの書店の図書等を買うための端末を用意するということは、どちらかという余分な話ではないのかなといった意味で、ちょっとそのインターネット的なところの方向が少し弱いというか、方向が違うような印象を個人的には受けました。

【議長】 ありがとうございます。

【副議長】 よろしいですか。

【議長】 どうぞ。

【副議長】 日比谷図書館の地元千代田区への移管というのは、少し大きな話だろうと思うんです。これは前々からそういううわさはあったので別に驚かないんですけども、それについていよいよ本格的に検討することになったんだろうと思います。

現時点で日比谷図書館を維持、運営するためのおおよそのコストなり、現在の職員が何人ぐらいいて、年間の資料費としてどのくらい日比谷図書館にかけているのはおわかりになりますでしょうか。それを千代田区に移管した場合に、それと同じ水準が本当に区で維持できるのかどうか、その辺の見通しはいかがでしょうか。

【社会教育課長】 日比谷図書館の年間の維持管理費は、人件費も含めて平成16年度はおおよそ3億5～6千万円でございます。

【副議長】 人件費を含めてですか。

【社会教育課長】 はい。それから、平成17年度の定数は18名になります。人件費は先ほど申し上げましたとおりでございます。

【副議長】 人件費が3億ですか。

【社会教育課長】 人件費を含めて、総経費で平成16年度は3億おおよそ5～6千万という金額でございます。

【副議長】 その中に資料費は含まれているんですか。それとも、資料費は中央図書館のほうで一括ですか。

【社会教育課長】 資料費は中央図書館で一括してございます。

【副議長】 そうすると、日比谷図書館の今の3億円の中には資料費は含まれないんですね。

【日比谷館長】 今、日比谷図書館といいますか、都立図書館の中央、日比谷については、資料費は中央に一括してございます。そのうちから日比谷分として支出されているのが1千万程度でございます。

【副議長】 そんなに少ないんですか。

【日比谷館長】 さらにざっくり言うと、その内訳は図書が500万、新聞、雑誌が500万、こういうようなことでございます。

【副議長】 移管というのは、基本的には建物と、それから蔵書というか、資料、それをそのまま区のほうに移管、譲渡する。もちろん人については都のほうに引き上げるというふうに理解してよろしいんですか。

【社会教育課長】 はい、それで結構だと思います。

【副議長】 それと、業務委託の推進ということに合わせてやっていくと、その分の人件費なり職員が浮くわけですね。それをもって、ほかのところのサービスの充実につながるのかどうか。

それからそのことと、6番に挙げている人材の育成をどういうふうに図っていくのか。この段階ですぐに細かいことまでは決まっていらないんでしょうけれども、やっぱりその辺、せっかくそれだけ経費が浮くわけですから、さっきの話じゃないですけども、それを既存の図書館というか、残った図書館のほうの充実に生かしていただきたい。特に、やっぱり人材の育成という点では、これはどうしても人員削減ということも考えるでしょうから、どういう人材を残し、どういうふうにそれを育てていくのかというようなところが大きなポイントだろうと思います。

それから一方で、今まで日比谷図書館は都民全体だけじゃなくて、おそらく周辺の他県、埼玉、神奈川であるとか、そういう方々もお使いになっていたんだろうと思います。それが区に移管することで、やっぱり今後は千代田区民優先というようなことになるんじゃないか。これまでどおりの幅広い人が使えるような施設として、きちんと千代田区さんのほうで維持管理していただけるのかどうか、その見通しがはっきりしないと、やはりこれ

についても、都民からも反対といいますが、抵抗ということが予想されますので、その辺をきちんと説明責任を果たしていただけるようにしていただきたい。

【社会教育課長】 最初の職員の育成に関しましては、ジョブローテーションとか、定期的な研修、さらにはまだこれから、今後の具体的な検討になるのですが、派遣先での研修とか、そういったことを考えていきたいと思います。

それから、日比谷図書館が仮に移管ということになれば、その経費は要らなくなりますので、私どもとしては残った都立の図書館の充実策に充てたいと考えております。

千代田区のほうですが、千代田区はことしの6月下旬に新しい千代田図書館の基本構想を出しました。新しい図書館といいますが、区庁舎の建てかえに伴いまして、今現在ある千代田図書館を庁舎の中に、新しくリニューアルオープンする形になります。区の構想の中身を読ませていただきますと、千代田区として図書館サービスを展開するときに、九段の千代田図書館だけでは幅広く区民サービスが、図書館のサービスが提供できないということで、丸の内、日比谷地区が空白であるような記載がございます。そういったことから、日比谷図書館の運営については、千代田区のほうは区民サービスの上からもうまく展開をしていただけていただけると考えています。

それからもう一つ、区自体が基本構想で100万区民という構想を持っています。いわゆる、在住の4万の区民だけでなく、区外あるいは他県から来られて千代田区へ足を踏み入れた方々に対しても施策の対象としておりますから、仮に区に移管が決まって、区のほうでサービスを展開したとしても、区外の人たちに利用サービスの制限を加えるようなことはないというふうに私どもは理解しております。

【副議長】 ちょっとだけ補足ですけれども、東京都の過去を考えると、江東図書館、かつて都立図書館だったものが江東区に同じような形で移管したわけですね。あの時代はまだ高度経済成長というか右肩上がりの時代で、それなりに区のほうでも負担ができたんだろうと思います。

一番大きいのは、江東区の場合にはもともとそこに在住というか、夜間人口の方々がその図書館を使えた。今度の千代田区への移管に関しては時代がもうそもそもそういう時代とは変わってしまった。今おっしゃるような、職員18名の負担というようなことがそっくりそのまま千代田区で引き続いてできるかどうか甚だ疑問なんです。

それからどこの自治体財政も厳しいときに、そういうものをこれまでどおり維持できるかどうかについては、一都民として私は大変危惧するところがあります。

それから、千代田区というところは昼間人口と夜間人口の差が非常に大きいところです。したがって、むしろ使うのはふだん千代田区にお住まいでない方が多いんだろうと思います。そういう方々の利用の便宜をこれまでどおり図っていただいて、さっきも言いましたけれども、都民、あるいは東京都周辺、そういう方々の利用がこれまでどおりできるような体制をきちんと確保していただきたい。それは都にお願いするというよりは、千代田区さんのほうにお願いしなくちゃいけないだろうし、しばらくの間は東京都としても物心両面というんですか、その辺のサポートということはしていただく必要があるんじゃないかと思いますけれども、これは今後検討していただけるんだと思います。

【社会教育課長】　これから千代田区と実務的な協議をしていきます。私どもとしては、日比谷図書館が今現にサービスを提供しているこの水準は維持するというのが、移管の条件であります。

【副議長】　つまり、江東図書館の例はあまり参考にはならないんじゃないか。江東の場合は比較的うまくいったように私も評価するんですけども、必ずしも江東区の条件と千代田区の条件が同じじゃない。それから時代が全く変わってしまったというようなこともあって、東京都としてしばらくサポートしないと、私はやっぱり10年先、20年先を考えたときに、東京都の知的活力の低下につながってしまうんじゃないかというふうなことをちょっと危惧するものですから、その辺の配慮をしていただきたい。

【社会教育課長】　わかりました。先ほども申し上げましたとおり、現行サービスの維持というのは私どもの条件ですし、これは1年、2年の話じゃなくて、10年、20年というふうに考えております。

もう一つは、都立図書館が2館といっても、1,200万都民あまねくということを考えますと、やはり区市町村の390近い図書館との連携が必要になってきます。この報告書にも盛り込ませていただいておりますが、やはり区市町村立図書館の連携とか、協力、支援を引き続き行っていきますので、そういった点でも日比谷図書館については千代田区が経営するとしても、私どものほうは十分バックアップをしていきたいと考えております。

【議長】　ほかによろしゅうございますか。さっき、館長からの話もありましたけれども、今後実施計画をつくっていく段階で今までの皆さんのご意見を十分考えて実施計画に反映していただきたいと思います。ではおおむね時間も予定した時間になったようでございます。

【副議長】　もう終わっちゃうんですか。

【議長】 はい、どうぞ。

【副議長】 私ばかりですいません。ちょっと別の点なんですけれども、「都立図書館の具体的取組」の中で、都政の重要課題に即した重点的情報サービスで、ビジネス、就業と医療分野が挙げられていますね。これはこれでいいんですが、私がもう一つぜひお願いしたいのは、やはり法律なんです。

これは、例の裁判員制度というものが近い将来始まります。そのときに、一般の都民がこの法律の問題にかかわらざるを得なくなる。そういうときに、どこでそういうことについて調べるかといったら、これはもう公共図書館しかないんです。文部科学省のほうからも、裁判員制度の実施に伴って生涯学習施設での法律問題への都民、あるいは国民の学習ニーズに対応できるようにというふうな指示がございます。

一方で、3番の図書館サービスの向上のところを見ると、民間データベースの導入の中に、ちゃんと法律判例のデータベースというふうなものも含まれております。そうであれば、ぜひ医療とビジネス関連だけではなくて、法律分野ですね。特にこれは今まで法律関係のデータベースとか専門書を使う方は、それぞれ法律関係の仕事をされている方でした。しかしながら今後、普通の市民といいますか、都民も法律に関して関心を持たざるを得ない。これは別に裁判員制度だけではなくて、日常生活の中でもいろいろな点で法律だとか、裁判といったこととかかわるケースが出てくるわけです。そういう意味で、判例をどうやって探すのかだけではなくて、法律関係の条文はどう解釈されているのか、どう運用されているのか、そのあたりのことも含めて図書館として取り組んでいかなければいけない。そういう意味で、市区町村図書館を支援するような都立図書館の働き、それから都民の調査、研究をサポートする都立図書館の働き、そういうことを考えた場合にぜひ重点分野として法律というのを取り上げていただきたいと思います。

合わせて、今度は4の他の図書館との連携・協力といったときに、法律分野を考えたとき、都内にある法科大学院、いわゆるロースクール、ここも図書館を必ず持つようになっております。こういったロースクールの図書室との連携ということも視野に入れて図書館活動を考えていかなければいけないということを、ぜひ今後の具体的な検討の中で盛り込んでいただきたいと思います。以上です。

【社会教育課長】 裁判員制度につきましては、確かに国のほうから協力の依頼が来ております。それも含めまして、今回法律というのをここに例示はしませんでした。私も議論の中で法律についても、図書館は大変強い分野でありますし、取り組んでいき

いと考えております。ロースクールとの連携については、これも検討したいと思います。

【サービス部長】 今、法律情報サービスにつきまして、そのような内容でサービスを提供できるか検討を進めております。ぜひそういうことはやっていきたいと考えております。

【議長】 ありがとうございました。よろしゅうございますか。

それでは、以上を持ちまして本日の協議会を終了させていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

了